

都道府県における鳥獣行政及び農林水産業被害対策等に係る予算

1 狩猟税、手数料

単位:千円

	狩猟税	手数料	計
15年度	2,738,652	836,598	3,575,249
16年度	2,597,588	420,798	3,018,386

2 事業費

単位:千円

	環 境 部 局 に お け る 事 業 費								農林水産部局における事業費			
	放鳥獣費	普及宣伝費	鳥獣保護員関係費	鳥獣生息調査費等	有害鳥獣捕獲費	被害防除対策費	その他	計	有害鳥獣捕獲費	被害防除対策費	生息地整備費	計
15年度	391,142	102,033	551,064	444,766	596,431	343,584	1,251,001	3,680,021	135,022	3,397,237	2,467,175	5,999,434
16年度	348,327	245,895	517,936	415,197	602,050	370,550	1,003,385	3,503,340	154,935	3,310,385	2,441,799	5,907,119

3 職員費

単位:千円

	職員費
15年度	1,681,062
16年度	1,668,590

注) 1 本調査は、各都道府県からの聞き取りによるものであり、鳥獣関係統計に計上されていない項目も含まれている。

2 職員費とは、鳥獣保護行政に専任で携わっている者(出先の職員を含む)の人件費を計上している。

3 事業費の「その他」は、狩猟免許等事務費、狩猟取締費、銃猟禁止・制限区域設定費、鳥獣保護区整備費等である。